

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月2日(2022.3.2)

【公開番号】特開2021-3425(P2021-3425A)

【公開日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2021-002

【出願番号】特願2019-119422(P2019-119422)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月21日(2022.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が可能であって、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を少なくとも含む盤側部品を具備する遊技機において、

前記盤側部品は装飾体を備え、前記装飾体は所定の形状で立体的に膨出している立体部を備え、前記立体部には着色された装飾からなる加飾部を備え、前記加飾部は前記立体部のすべてには設けられず、

前記加飾部の周縁と前記立体部の周縁との間の前記立体部に余白部を有しており、

前記余白部は、前記立体部の膨出方向の高さ寸法より小さな高さの領域であり、

前記加飾部と前記余白部は、素材の同一面に段差を介することなく互いに接して形成される

30

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機やスロットマシンのような遊技機として、立体的な形状に形成されている成型部と、成型部に施されている所定の絵柄の装飾層と、を有している装飾部材が提案されている(特許文献1)。この特許文献1の技術では、絵柄における所定のキャラクタの部位を、立体的なレリーフ状に形成することで、絵柄のキャラクタを浮き出させて、装飾部材の装飾効果をより高められるようにしている。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、特許文献1のような技術には改良の余地があった。

50

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2017-061125号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、従来技術よりも装飾部材による装飾効果を確実に発揮させることで遊技者の興趣の低下を抑制させることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段：

「遊技球を用いた遊技が可能であって、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を少なくとも含む盤側部品を具備する遊技機において、

前記盤側部品は装飾体を備え、前記装飾体は所定の形状で立体的に膨出している立体部を備え、前記立体部には着色された装飾からなる加飾部を備え、前記加飾部は前記立体部のすべてには設けられず、

前記加飾部の周縁と前記立体部の周縁との間の前記立体部に余白部を有しており、

前記余白部は、前記立体部の膨出方向の高さ寸法より小さな高さの領域であり、

前記加飾部と前記余白部は、素材の同一面に段差を介することなく互いに接して形成される」ものであることを特徴とする。

また、本発明とは異なる別の発明として以下の発明を開示する。

手段1：

始動条件の成立に基づいて抽選を行い、該抽選の結果として当り結果が得られた場合に所定の遊技利益を付与する遊技機において、

遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられる装飾部材と、を備え、

前記装飾部材は、所定の立体形状からなる立体部を有し、該立体部に加飾部を有し、該加飾部を視認できる状態で支持部材に取付けられており、

前記立体部が所定のキャラクタ形を模してなる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

このように、本発明によれば、従来技術よりも装飾部材による装飾効果を確実に発揮させることで遊技者の興趣の低下を抑制させことが可能な遊技機を提供することができる。

50